

令和4年2月8日

各施設等設置者 様

川口市子ども部保育幼稚園課長
(公 印 省 略)

川口市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 対象施設等基準適合審査申請の御案内について

日頃より、市政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、川口市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を令和3年度より実施することとなりました。この事業は、基準適合審査を経て対象となった施設を利用している、幼児教育・保育の無償化を受けていない満3歳以上の小学校就学前の幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものとなっております。

つきましては、対象施設等基準適合審査申請書類等をお送りいたしますので、本事業をご希望される場合は、下記のとおり御申請いただきますよう御案内申し上げます。

記

1. 申請時の提出書類

- (1) 川口市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）
- (2) 対象施設等基準適合審査申請書 付表（現員の内訳書）（様式第1号付表）
- (3) その他関係資料（申請書の最後に記載されている添付書類一式）

2. 申請締切日

令和4年2月18日（金）

※締切日以降も、申請は随時受け付けいたします。

3. 提出方法

郵送による提出

4. 提出先

〒332-8601

川口市青木 2-1-1

川口市子ども部保育幼稚園課給付係

5. 今後のスケジュール（予定）

※令和3年度は年度一括交付

No.	時期	対象	内容
1	～2月18日	各施設等→市	基準適合審査申請提出
2	2月中旬～ 2月下旬	市→各施設等	施設等の基準適合審査し、決定通知を送付
3	2月下旬～ 3月上旬	市→各施設等 →保護者	支給申請依頼
4	3月上旬～ 3月18日	保護者→ 各施設等→市	支給申請書を提出
5	4月	市→各施設等 →保護者	申請を審査し、決定通知を送付
6	4月～5月	市→保護者	保護者指定口座へ交付

6. 留意事項

申請書類作成前に、「～はじめにお読みください～ 幼児を対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請にあたって」を必ずご覧ください。

【この件に関する問い合わせ先】

332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市役所第二庁舎 3階

川口市子ども部保育幼稚園課給付係

電話：048-271-9336（直通）

～はじめにお読みください～

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の 利用支援事業 基準適合審査申請にあたって

1. 川口市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業とは

日常的に対象施設を利用している幼児教育・保育の無償化の対象となっていない満3歳以上の小学校就学前の幼児（川口市民）について、対象施設の利用料の全部又は一部にあたる給付金を保護者へ直接支給する制度です。

この制度を利用する場合、施設は、あらかじめ対象施設となるための基準適合審査を申請し、川口市から決定を受ける必要があります。

※ 他市区町村の子どもは、本市の支給制度の対象となりません。同様の支給制度があるかは住民登録のある市区町村にお問い合わせください。

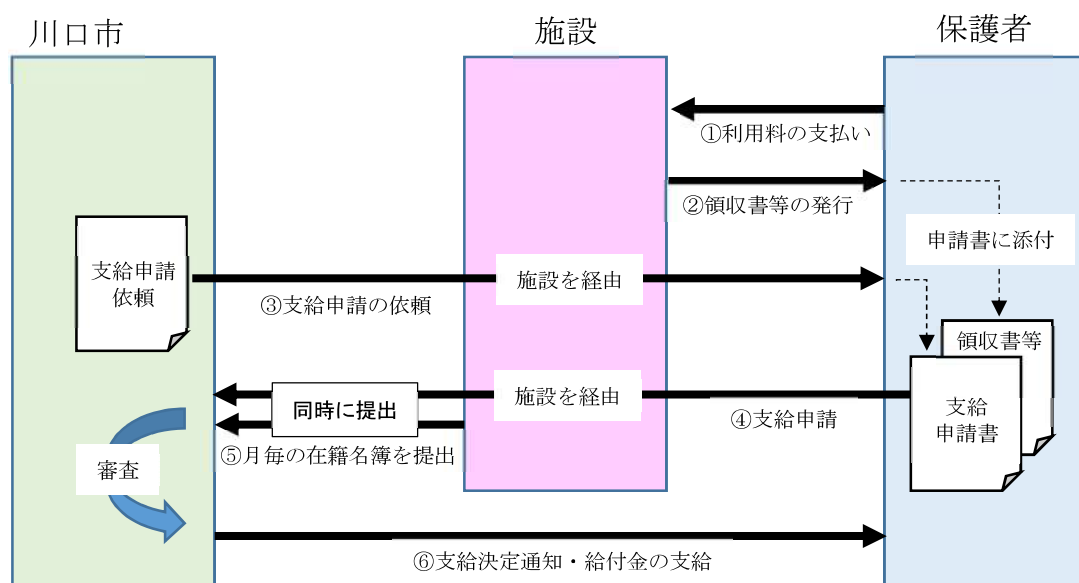
2. 対象施設となるには基準を満たす必要があります

本制度を保護者が利用するためには、施設が対象施設となるための基準を満たす必要があります。必ず申請書を作成する前に、基準を満たしているか「対象施設確認フローチャート」でご確認ください。フローチャートで対象施設に当たらないと判定された場合は、基準適合申請をされても、本制度の対象施設となりません。

3. 事務の流れ

基準適合審査を申請すると、概ね1か月後に市から審査結果を通知します。その後、本制度の対象となる子どもの保護者あてに給付金の申請をご案内します（3か月ごとを予定）。給付金の申請手続きは、施設を経由して行いますので、御協力をお願いいたします。

主な事務の流れは下記をご覧ください。



4. 対象施設決定後の指導・監査

基準適合審査により対象施設として決定した場合、基準の適合状況を定期的に確認するため、年1回、自己点検を依頼します。自己点検は、市が作成した点検票により行い、点検結果は提出していただきます。